

○自治基本条例見直しにかかる市民意見 追加

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
2条	用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・あいまいだと問題視、疑問視する意見が出されていますが、これでよいと思います。条例は「市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人をいう」とあり、逐条解説では「市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動（自治会、趣味のサークル等）などさまざまな活動を行っている個人として定めています。 ・昨年の自治基本条例調査特別委員会で『市民に外国人を含めていることを理由に廃止すべし』と結論を出していましたが、地方自治法10条で『外国人を含め、地域に住所を有するもの全てを住民』としており、住民登録の有無や国籍を根拠に市民・住民から排除することは、許されません。 	市内・70代・なし
5条	市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・5条(2) 市政に参加する権利が実行できるよう、常設条例をして、住民投票ができるよう整備すべきである。 	市内・50代・農業
16条	情報公開及び共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例など欠かせない他の条例とも整合性が必要になる。 	市内・30代・情報メディア
18条	説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に渡って透明性を高め、未来の市民が過去の市政運営を検証するのに記録を残し参照できるようにする必要もある。 	市内・30代・情報メディア
25条	男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第25条（男女共同参画の推進）には性的少数者への配慮が必要だろう。 	市内・30代・情報メディア
27条	住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例第27条は、市長の権限で市政に係る重要事項について市民の意思を確認するために、案件ごとに定められる条例による住民投票です。例えば、年に実施された市庁舎の移転場所についての住民投票があります。その結果を市民、市議会及び市長は、尊重しなければならないことを定めています。 	市内・70代・なし

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
28条	住民投票の請求及び発議	<p>・第28条は住民投票の請求及び発議について定めており、1項は市民のうち本市において選挙権を有する者は、4分の1以上の連署で、市長に住民投票の実施を請求し、4項で1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施することを義務付けています。2項、3項は議員と市長の住民投票条例の発議について規定したもので、議会で否決されれば廃案になります。</p> <p>地方自治法第74条に基づく条例制定改廃請求権とは異なるものですが、逐条解説では地方自治法74条に基づくものの一つとして「〇〇の住民投票条例」の制定について請求できると説明しています。74条に基づく条例制定の改廃は、議会に提案されて否決されれば実施されません。しかし、自治基本条例28条1項の要件を満たす住民投票条例の制定請求は、議会での議決とは関係なく4項で市長に実施する義務を課しています。</p> <p>地方自治法第74条の改廃請求は有権者50分の1以上の連署で請求できるが、本条例による請求要件は有権者の4分の1と高い基準を求めることで実施義務とのバランスをとっているものです。高い基準を定めるだけでは権利を侵害することになり、条例として成立しません。</p> <p>本条例に基づく住民投票請求はいらない、地方自治法に基づくもので十分という意見がありますが、議会の多数決で決められることになり、市民の請求権がすべて議会にゆだねられることになる。市民の請求権を保障する本条例は、議会制民主主義と、市民の直接民主主義の双方を満たす、素晴らしいものです。</p> <p>市長が実施義務を果たすうえで、「所定の手続き」が何を指すのか不明との意見もありますが、実施するための投票権者の規定や投票方法などは規則で定めることができます。今後の請求、実施をスムーズに進めるために「別途定める所定の手続きを経て」など改正するのも一つの方法かと考えます。</p>	市内・70代・なし
42条	条例の位置付け	<p>・第17章条例の位置付け等（条例の位置付け）第42条において「この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない」と定めているように、理念条例ではなく市政運営の最高規範です。例えば、（審議会等）第20条は、「審議会委員の選定にあたって、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努める」とあります。第7章市政運営（総合計画）第14条執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。と定め、総合計画が策定されています。また、条例の策定や改正が行われています。</p>	市内・70代・なし

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
42条	条例の位置付け	<p>この位置付けを尊重し、自治基本条例の理念が実現できるように市政運営を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他国では独自の州法や一国二制度など、地方に高度な自治を認めており、また認めてきた。石垣市自治基本条例も地方自治の理念を謳う日本国憲法や関連法に合致するものであり、国政運営に支障を来すほど極端でも、憲法を超えるものでもない。廃止の必要はどこにも認められない。一人の市民として適切で適正な見直しを求める。 	市内・30代・情報メディア
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> 条例の見直しについて 石垣市自治基本条例（以後本条例という）第43条「5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合しているものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」と定めています。市長は、諮問にあたって「さまざまな意見を受け、現状に即した条例に見直し、改廃を含めて助言していただきたい」と述べました。 充実発展のための見直しで、「改廃を含めて」と「廃止」を誘導するような市長の諮問の仕方は論外です。 しっかりと「市民の意見を踏まえ」るために、市民の意識調査や、関係団体、議員、専門家、職員等の意見を聞くべきです。 	市内・70代・なし
		<ul style="list-style-type: none"> ①審議委員の委嘱について <ul style="list-style-type: none"> 今回、住民投票義務付け裁判で、市の代理人になつた弁護士への委嘱を行いました。企画部長は「有識者としての能力が担保されている。・・・審議会はフルオープンになっており、市民や議員の意見を聞くことになっているので公平な議論は担保される」とコメントしています。しかし、審議会の構成メンバーとして自治基本条例の解釈について一方の側の主張をした人物を委嘱するのは明らかに公平性を欠くものです。市民や議員の意見を聞くことになっているから公平な議論は担保されるというのには理由になりません。住民投票義務付け裁判で市の代理人になつた弁護士への委嘱を取り消し、別の有識者を委嘱してください。 審議会委員は石垣市自治基本条例審議会設置条例で、「委員8人以内で構成し、有識者等のうちから市長が委嘱する。」とありますが、透明性、公平性を保つための検討がいると思います。 	市内・70代・なし

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
その他	その他	<p>②3回の審議会を開催して12月議会に上程するとしていますが、出口を決めたやり方では、十分な審議はできません。しっかりと審議することを優先すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問するのにどのような資料が審議委員に提供されたのでしょうか。審議にあたって、これまでの条例制定後の経緯や市民の意識調査など資料を準備すべきです。少なくとも、市民の意識調査を行うことを求めます。 ・ 条例の制定及び前回（2015年）見直しの過程について市長は、この9月議会において、条例の制定過程を疑問視し「市民全体が必要ということで協力して作り上げたものではない」と答弁していますが、事実と異なります。2007年2月に策定推進委員会が発足し、庁内のワーキングチームでの会議23回、市民検討会議14回、策定審議会（有識者）11回など慎重に多様な意見を集約して原案が練り上げられました。さらに、パブリックコメントが0であることを受け、13地域での市民意見交換会を開催し、アンケートによる意見聴取を行っています。市議会においても特別委員会を設置し閉会中の審議も行い、2009年12月議会に提案されました。12月議会で、多数決になったのは、当時の市長の多選を批判する議員たちが「多選自肅条項」を加えるよう主張して紛糾したためで、その他の条項については、さほど大きな議論はなく賛成多数で可決されました。 <p>それ故、2010年3月議会において、市長選に当選した中山市長は施政方針で「私たちが目指す石垣市の姿や地域づくりを進めるときの市民や議会、行政の役割と責務など、基本的ルールを定めた石垣市自治基本条例を生かしたまちづくりを進めてまいります。」と述べていることでも問題はなかったことを示しています。また、本条例に基づいて条例の制定や改正がこの間行われてきました。</p> <p>2015年の見直しの際には、男女共同参画分野、子育て分野、観光分野、教育分野の4つの分野を中心に審議され、改正の答申がなされました。住民投票も、最高規範性も、市民の定義については、制定時と全く変わらない改正案（現行条例）が、中山市政の与党議員を含めて、市議会の全員一致で採択されました。</p> <p>これらの経緯は、本条例制定について何の疑義もなく、まさに市民、議会、行政が共同で本条例を作り上げたことを示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、SDGsやジェンダー問題などの視点から充実補足をご検討ください。 	<p>市内・70代・なし</p> <p>市内・70代・なし</p>

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の見直しについて市民の意見を届ける機会を作つていただき嬉しく思います。「市民みんなでするまちづくり」ですね。 石垣市議会の12月定例会で、与党議員から「自治基本条例廃止」の提案があった時は本当に驚き、耳を疑いました。 基本的人権を保障し、住民自治の理念にかなう自治基本条例を、廃止にしようとは!「地方自治は、民主主義の学校」です。憲法が国の最高法規であり、市の自治基本条例は、市における最高法規なのですから、市民みんなで大切に守り育てていかなくてはなりません。まさに民主主義を体現し実感するための最前線に市民があり、その権利や自由を守るための条例だと思います。不断の努力で、より良いものにしていくことが大事であつて廃止は、宝物を捨てて等しい行為です。 審議委員の方々は、自治基本条例の重みをしっかりと受け止め、軽々に結論を出さないでいただきたいし、市民の権利を擁護することが法の支配の根幹であることを今一度深く考えていただきたい。 	市内・70代・なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を廃止しようという動きがあったが、議員は民主主義の手続きをご存知なのかと疑った。読んでみると、とてもいいことが書いてある。これを最初から「なきもの」にしようとする議会の動きに到底納得できなかった。具体的にどの条文のどこが合理的でないので、こう直したらどうか、と根拠を示して説明すべきだった。 今回の見直しについては、頭から「なきもの」にしようという恣意的なものではなく、ここをこう見なおしたら良くなるのではないか、という意見を出し合う場となることを祈る。 この自治基本条例がより確固としたものになるよう、根拠ある建設的な見直しを求めます。 自治の精神は、島の良き伝統だと思います。内容の検討や根拠もなしに、頭から廃止・廃案へともつていかないでください。よりよい形になるよう建設的な見直しを強く求めます。 ・市政は市民の意見を広く聞いて進めるべきものだと考えます。市議会議員選挙 市長選挙はもちろん、市民投票等によって、市民の生の声を市政に反映させることは民主主義や地方自治の基本です。しかしながら今回の条例改正の動きは、全く逆の方向へ進むものであり、民主主義にも逆行するものです。市民の声を広く聞き、少数者の意見もくみとり、だれもが幸せに暮らせる石垣市にしていく責務が市長や市議会議員にはあるはずです。現在の自治条例は、日本中に誇れる内容で、改正する必要はありません。 	市内・50代・自営業 市内・50代・会社員

条項	分野	意見概要	意見者情報 (居住地・年代・職業)
その他	その他	<p>・自治基本条例の理念は将来への可能性を多く含んでいる。各条文には自治の礎となる、市民が自らの生活を主体的に営むのに必要な要素がふんだんに盛り込まれている。地方の自主性を高めつつ、市の独自性も示している。</p>	市内・30代・情報メディア